

広島県告示第八百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県廿日市市上平良及び同市原地内	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	区域の表示	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
二重原川（一）	次図のとおり	次図のとおり
森宗川支川（六七〇三隣）	次図のとおり	次図のとおり
河野原川支川（二一）	次図のとおり	次図のとおり
河野原川（二二）	次図のとおり	次図のとおり
河野原川支川（二二隣）	次図のとおり	次図のとおり
伴丈木川支川（六七〇四c）	次図のとおり	次図のとおり
広池川（六七〇五a）	次図のとおり	次図のとおり
広池川（六七〇五b）	次図のとおり	次図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。